

---

# 現代の本試験に対応できる 答練・模試 & 本試験の解き方

---

## レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

# 辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA



# 本試験の解き方（答練・模試で練習すべきこと）

## 1 解く順序

### 方針

- ・開始直後の緊張状態でも影響が出にくい「知識問題」から解く
- ・正解する確率が高い分野（得意分野）から解く

### 1. 午前

#### (1) パターン1（会社法に苦手意識がない）

会社法 → 民法 → 刑法 → 憲法

#### (2) パターン2（会社法に苦手意識がある）

民法親族相続 → 民法総則・物権・担保物権・債権 → 会社法 → 刑法 → 憲法

### ※司法試験の受験経験がある方

刑法 → 憲法 → 民法 → 会社法

### 2. 午後

#### (1) 大枠

択一 → 不動産登記（記述） → 商業登記（記述）

※記述から解く場合は、「決めた時間がきたら次のセクションに移る」ということを他の人以上に徹底する必要がある

#### (2) 択一

##### (a) パターン1

民事訴訟法 → 民事保全法 → 民事執行法 → 司法書士法 → 供託法 →  
商業登記法 → 不動産登記法

##### (b) パターン2

司法書士法 → 供託法 → 民事訴訟法 → 民事保全法 → 民事執行法 →  
商業登記法 → 不動産登記法

### 3. 飛ばすべき問題

- ① 空欄補充問題
- ② 学説問題
- ③ 1問で1つの事例となっている事例問題（特徴は問題冒頭が長いこと）  
ex. 午前 27-14, 午前 26-20, 午前 25-22, 午後 24-7, 午後 26-22,
- ④ 計算問題  
ex. 民法の抵当権の処分, 共同抵当権, 相続, 会社法の決議要件
- ⑤ 個数問題

## 2 時間配分

“時間切れは試験中に倒れて救急車で運ばれない限りあり得ない”

### 根本的な発想

勉強・試験は「仕事」である

### 大前提

時計は常に見る

#### 1. 午前択一

1問3分のペースで解く（105分で終了）

#### 2. 午後択一

MAX 1問2分のペースで解く（最大70分で終了）

**理想的な時間配分** ← 答練・模試はこれで解く

- ・ 第1問～第11問 → 11分（1問1分のペース） ※MAX 15分
- ・ 第28問～第35問 → 16分（1問2分のペース）
- ・ 第12問～第27問 → 32分（1問2分のペース）

合計 59分

### 絶対のルール

14:10になったら記述に入る

### 3. 記述

#### (1) パターン 1

不動産登記（記述）55分・商業登記（記述）55分

#### (2) パターン 2

不動産登記（記述）50分・商業登記（記述）60分

#### (3) パターン 3

不動産登記（記述）60分・商業登記（記述）50分

#### **絶対のルール**

15:10になったら商業登記（記述）に入る

#### (4) 「50分」「55分」「60分」の内訳

① 事案検討の時間

② 答案用紙に記載する時間（← 答案用紙を見てこれを先に決める）

ex. （平成27年度）不動産登記（記述）20分（実際は15分）

商業登記（記述）25分

### 4. 午後択一で全肢読むか？

**判断基準** 全肢読まなくても基準点（安全圏は28問）以上の点数を取る実力があるか

## **3** 解答スピードを上げる方法

### 1. 総論

#### (1) ポイントと思われる箇所に下線を引きながら肢を読む

午後択一で再度読める肢は「2/5肢」程度

#### (2) 図を描きながら肢を読む

読み終わってから描くのではなく、描きながら読む

#### (3) 組合せを利用しながら解く

1肢の正誤を判断したら、組合せを見る

→組合せで解答が出た後の肢（残りの1~3肢）はサラッと確認するだけにとどめる

(4) 空欄補充問題は空欄の候補を先に見る

(5) 判断しやすい肢を探す練習をする

**この練習が必要な理由**

- ・全肢読まない解き方をする方 → マスト
- ・全肢読まない解き方をしない方 → この方も、状況によっては一部の問題は全肢読まないで解かないといけないかもしれない

- ① 短い肢から読む
- ② 漢字の部分だけをパッと見て、用語から得意な肢かを判断する
- ③ 共通する視点や記憶のルールで解ける肢を探す（探し方は上記②の方法）

2. 科目別（午後）の具体例

	分野	対策
司法書士法	業務を行えない事件 (司書法 22条, 41条)	業務を行えない事件以外で答えが出るなら使わない ex. 24-8, 23-8, 21-8, 2-9 ※共通する視点、記憶のルールは除く ただし、業務を行えない事件の知識を使わないと答えが出なかった年度もある ex. 18-8
供託法	執行供託	図を描かずに解く練習をしておく
不動産登記法	登記記録問題	<b>確認</b> 難易度：平成 24 年度以降の登記記録問題は、かつてほど複雑ではない (ex. 権利の数が少ない)  <b>二段法</b> ① 肢と該当箇所のみで答えを出す ② 上記①でダメなら、権利関係の図を描く (注 1) 「登記上の利害関係を有する第三者の承諾」の話なら最初から権利関係の図を描く (注 2) 基本的に全肢を読むことにしている人も、答えが出たら次の問題に行く

商業登記法	登記記録問題	<p><b>確認</b></p> <p>難易度：少し難～難 →2分で答えが出ないなら諦める</p> <p><b>出題される確率が高いひっかけ</b></p> <p>(原則) 登記すべき事項は、変更のない部分もすべて記載する必要がある。つまり、登記記録の1つの欄の記載事項をすべて記載する必要がある。</p> <p>∴商業登記は、「登記記録の欄ごとに書き換えていく」という発想に基づくから。</p> <p>(例外) 新株予約権の登記</p> <p>∴新株予約権は、1つ1つの事項が登記の単位であるから。</p>
不動産登記(記述)	付随的な問	解答がわかっても、最後に時間が余らない限り書かない
商業登記(記述)		

#### 4 ケアレスミス対策

“ケアレスミスは今世紀始まって以来、地球上で最低のミス！”

- ① 試験開始直後に問題把握(テーマの確認)、および、「正しいもの」「誤っているもの」の対策をする
- ② 正しい肢には「◎」「○」、誤っている肢には「×」「\」をつけるで統一する  
「正しいものの組合せを選べ」「誤っているものの組合せを選べ」のどちらであっても、変えない
- ③ 肢の誤読を防止するために肢の最後に波線で下線を引く
- ④ 問題冒頭に注意するクセをつける(特に会社法・商業登記法)
- ⑤ 連続して正解している感覚が続いた時に平常心に戻す

## 5 その他択一の問題を解いている時に行うこと

- ① 見直しをするべき問題にチェック（「☆」など）を付ける
- ② 知らない肢にガッツポーズ

## 6 答練・模試の復習方法

**復習として行うこと** ← 必ずその日のうちに終わらせる

- ① 解き方の問題点を書き出す  
→ 講師に相談できる方は相談する
- ② テキスト・過去問にあるのに判断できなかった理由を考える
  - ・そもそもポイントに線が引けなかった  
→ 勉強不足
  - ・ポイントに線が引けたが、思い出せなかった  
理由付けや思い出し方が出てこなかったことが原因  
→ どのような思考過程（「理由付け」なのか「思い出し方」なのか）で思い出すかを定める  
ex. 子会社の監査役は、親会社の取締役を兼任することができる。

## —松本雅典（本ガイダンス担当講師）—

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
		『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）
ネット メディア	「All About」で連載中 <a href="http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/">http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/</a>	
ホームページ	「リアリスティック司法書士試験」 <a href="http://realistic-sihousyosisikenn.jp/">http://realistic-sihousyosisikenn.jp/</a>	
ブログ	「司法書士試験超短期合格法研究ブログ」 <a href="http://sihousyosisikenn.jp/">http://sihousyosisikenn.jp/</a>	
Facebook	松本 雅典 <a href="https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7">https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7</a>	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa <a href="https://twitter.com/matumoto_masa">https://twitter.com/matumoto_masa</a>	





# あなたの熱意 辰巳の誠意

## 辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）

<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F

TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F

TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町670 京都フクトクビル6F

TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F

TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F

TEL092-726-5040（代表）

宇都宮校：〒320-0811 宇都宮市大通り1-2-5 国際情報ビジネス専門学校内（受付2階）

TEL028-600-4877

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階

穴吹カレッジキャリアアップスクール内

TEL086-236-0335

高松校：〒760-0021 高松市西の丸町14-10 穴吹カレッジキャリアアップスクール内

TEL087-822-3313

鹿児島校：〒892-0842 鹿児島市東千石町19-32 鹿児島情報ビジネス専門学校内

TEL099-223-8400